

様式第2号

令和 年 月 日

南陽市教育委員会教育長 殿

依頼者（土地所有者）

住 所 〒

氏 名

⑩

電話番号

試 掘 調 査 依 頼 書

下記の土地における埋蔵文化財の試掘調査を依頼します。なお、試掘調査の依頼にあたり、裏面のとおり承諾し、協力することを誓約いたします。

記

1 調査依頼の理由

2 調査依頼土地の 住所 山形県南陽市

地目

現状

面積

m²

3 調査希望の時期 無し ・ 有り ()

4 添付図面

位置図、工事範囲図（1/200～1/500程度）、敷地測量図：公図（写し可）、
土地所有者の承諾書（様式第3号）

5 届出取扱者（連絡先として必要な場合のみ記入）

住所 〒

氏名

電話・FAX

6 備考

(裏面)

- 1 試掘調査は、降雪季を除く期間に実施すること及び試掘調査依頼書を提出後、試掘調査の実施まで2週間以上かかる場合があることを承諾します。
- 2 試掘調査後、指示内容の回答発行まで2週間以上かかる場合があることを承諾します。
- 3 試掘調査の実施にあたり、調査地の近隣住民に事前のあいさつ回りが必要な場合は、依頼者（土地所有者）が責任をもって行います。また、試掘調査の実施により近隣住民とのあいだに紛争が生じた場合、当事者で解決し、市教育委員会にはご迷惑をかけません。
- 4 調査依頼土地に人工的な埋設物（埋設管など）が存在することが分かっている場合は、あらかじめ市教育委員会にお知らせします。
- 5 試掘調査地に重機や仮設トイレ等が必要な場合は、市教育委員会と協議のうえ、可能な限り現物提供等の協力を行います。
- 6 試掘調査箇所の埋戻しにより、生じる場合がある下記の状態について承諾するとともに、これらが生じた場合、市教育委員会に対して異議を申し立てません。
 - ①地膨れが生じること
 - ②埋戻し後、自然に圧縮し、地表面に窪みが生じること
 - ③調査溝に小石等が混入すること
- 7 試掘調査で出土した埋蔵文化財（土器・石器など）は、文化財保護法第4条にうたわれている文化財の公共性に鑑み、土地所有者としての権利を放棄します。
- 8 試掘調査後に、調査を実施したことにより発生した損害等について、市教育委員会に対して異議を申し立てません。